

市内登録業者・総合評価制度について

1. 総合評価制度の主旨

本市の入札参加資格を有する市内登録業者の経営努力、本市の施策への貢献度、社会貢献度等を発注者として総合的かつ適正に評価し、級別格付並びに総合数値の算出及び本市発注随意契約物件の業者選定に反映させることにより、市内登録業者の育成並びに本市の施策推進に寄与することを目的としています。

2. 総合評価制度の内容

本制度は、加点制度と優良登録業者認証制度からなります。

(1) 加点制度

- ①対 象 ア. 級別格付をしている建設工事の土木一式工事、建築一式工事、電気工事の市内登録業者
 イ. 総合数値を算出している測量・建設コンサルタント業務の市内登録業者
- ②内 容 【別表１】及び【別表２】のＡからＫに示す評価項目を設定し、別表１及び別表２に定めるとおりに加点し、毎年４月１日の級別格付又は総合数値に反映させます。

(2) 優良登録業者認証制度

- ①対 象 **全ての市内登録業者**
- ②内 容 ア. 別表１及び別表２に定めるＥからＫの評価項目のうち３項目以上を満たしている者を、毎年４月１日に優良登録業者として認証します。
 イ. 資格停止等の措置を受けた場合及び事業所の代表者又はその使用人が本市の条例、規則等の定め反する行為を行った場合は、その年度を含む２年度間は認証を取り消します。
 ウ. 認証された市内登録業者は、登録業者名簿にその旨を表示して公表します。
 エ. 本市発注の随意契約物件の見積徴収業者選定に際し、原則として、優良登録業者として認証された者を優先的に選定します。

3. EからKの評価項目について

(1) 評価項目E 「泉佐野市内在住者の常勤雇用比率等」

この評価項目は、常勤従業員５人以上の事業所のみに適用し、泉佐野市入札参加資格登録審査申請時（毎年２月）に提出された事業所資料の泉佐野市内在住者の常勤雇用者数及び常勤雇用比率の申告をもって、契約検査課が確認し、毎年４月１日付の評価に反映させます。なお、事業所資料の申告が虚偽であったことが判明した場合は、泉佐野市入札参加資格停止要綱の規定により資格停止措置をとる場合があります。

(2) 評価項目F 「泉佐野市人権研究集会への参加」

泉佐野市は、１９９３（平成５）年に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を施行しました。あらゆる差別をなくし、すべての人の人権が認められた住みよい泉佐野市をつくるため何が必要なのか、何をしなければいけないのかを市民一人ひとりが考え、自分自身の課題として受け止めてもらう機会として、毎年３月に「泉佐野市人権研究集会」が開催されており、契約検査課は、本集会を入札参加資格登録業者に対する人権研修会として位置づけています。

泉佐野市研究集会には、契約検査課が市内登録業者用の受付を設け、所定の参加票で参加を確認します。（参加票の提出がない場合は、評価の対象となりませんのでご注意ください。）また、研究集会参加者の評価については、翌年４月１日付の評価に反映させることとします。

(3) 評価項目G 「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会への加入」

- ①連絡会設立趣旨 事業所自らの社会的責任において、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の早期解決と就職の機会均等を図ることを目的としています。
- ②泉佐野市内の会員事業所数 １２７（令和７年１月２３日現在）
- ③事業内容 総会（年１回）・研修会（年２回）・役員研修会（年１回）

毎年6月の就職差別撤廃月間の啓発事業

ニュースの発行（年2回）・各種団体の啓発行事・会議への参加

各種啓発冊子・ポスター等の配布等

④年会費 5,000円

⑤事務局 生活産業部まちの活性課

毎年2月末時点で加入中の者をまちの活性課から契約検査課に通知し、毎年4月1日付の評価に反映させます。連絡会への加入等の問合せ先：まちの活性課 電話 072-469-3131

（4）評価項目H 「泉佐野市地域就労支援センター協力事業所の認証取得」

泉佐野市地域就労支援センターは、地域就労支援コーディネーターが中心となり、様々な部門・分野の専門・関係機関と連携のもと、「就職困難者」等のそれぞれの個別事情に応じて、あらゆる雇用・就労施策や福祉施策などを具体的に提供し、雇用・就労を実現することを目的としています。

下表の評価項目のいずれか1項目を満たした全業種の市内登録業者を協力事業所として認証するとともに、級別格付をしている土木一式工事、建築一式工事、電気工事の市内登録業者、並びに総合数値の算出をしている測量・建設コンサルタント業務の市内登録業者に対しては、満たした評価項目の評点を加点します。（ただし、30点を上限とします。）

毎年2月末時点の状況をまちの活性課から契約検査課に通知し、毎年4月1日付の評価に反映させます。問合せ先：まちの活性課 電話 072-469-3131

【地域就労支援センター協力事業所の認証取得・評点の内訳等について】

評価項目及び内容		認証	評点 上限：30	認証及び加点期間
1. 職業体験の協力承諾	まちの活性課に「職業体験協力承諾書」を提出	○	5	1については「承諾書」提出期間中は認証及び加点。 ただし2の依頼について3回以上受け入れのない登録業者の「承諾書」は失効し、その次年度に1の認証及び評点を取り消す。
2. 職業体験の実施	センターからの依頼に対し、1～2週間程度の職業体験を実施	○	5	
3. センター相談者の常勤採用	職業安定所への求人登録のほか、センターへ求人情報を提供し、センター相談者が常勤採用された場合	○	10	2年度間認証及び加点
4. その他の貢献	①2について実績把握期間に複数人又は複数回実施	-	+5	1年度間認証及び加点
	②3について実績把握期間に複数人の常勤採用	-	+10	
	③3についてパート等による採用	○	5	
	④3について実績把握期間に複数人のパート等による採用	-	+5	
	⑤1～3以外の貢献	○	最大10	

（5）評価項目I 「ISO9000シリーズ・ISO14001、エコアクション21の認証取得」

事業所の品質マネジメントシステム（9000シリーズ関連）、環境マネジメントシステム（14001関連）が、財団法人日本品質保証機構等の審査により、それぞれのISO規格の要求事項に適合すると認められた場合に認証されます。また、エコアクション21は環境省が策定したガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行って

いる事業者を、環境省が認めた第三者機関により認証するものです。

泉佐野市入札参加資格登録審査申請時（毎年２月）に登録証の写しを契約検査課が確認し、毎年４月１日付の評価に反映させます。

（６）評価項目Ｊ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進企業」

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）等に基づき、以下の認定を受けている場合に加点します。

①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）

問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課 電話番号 06-6941-8940
〒540-8527 大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館 8F

②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業）

問合せ先：大阪労働局雇用環境・均等部指導課 電話番号 06-6941-8940
〒540-8527 大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館 8F

③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業）

問合せ先：ハローワーク泉佐野 〒598-0007 泉佐野市上町 2-1-20 電話 072-463-0565
（または大阪労働局職業安定課）

泉佐野市入札参加資格登録審査申請時（毎年２月）に登録証の写しを契約検査課が確認し、毎年４月１日付の評価に反映させます。

（７）評価項目Ｋ

①「泉佐野市有料広告提案事業に採択」

（１）民間企業のユニークな発想やアイデアにより、市が所有する有形・無形のさまざまな資産を広告媒体として活用するなど、新たなビジネスモデルを市のパートナーとして、提案実施する事業者が採択された場合に加点します。（「泉佐野市有料広告提案事業者募集事業」について、詳しくは、泉佐野市のホームページ内のふるさと創生課内をご覧ください。）また、採択された有料広告を実施する契約期間中も評価（加点）対象とします。

（２）毎年２月にふるさと創生課から契約検査課に前年（１月から１２月）中に応募された者から採択の一覧を通知、毎年４月１日付けの評価（加点）に反映させます。

②「泉佐野市ふるさと納税協力事業所」

（１）泉佐野市の発展を願い、活力ある泉佐野市づくりに資することを目的とした泉佐野市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）にご協力された事業所を評価（加点）いたします。この泉佐野市ふるさと納税協力事業所とは、次のア～ウまでのいずれかにあてはまる事業所のことを言います

ア. 泉佐野市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）を納付いただいた事業所

イ. 泉佐野市シティセールスカード協賛事業所

ウ. 泉佐野市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）お礼の品協賛事業所

（２）上記のアについては、毎年２月にふるさと創生課から契約検査課に前年（１月から１２月の納付状況を、またイ及びウについては、１２月末時点での協賛事業所をふるさと創生課から契約検査課へ通知し、毎年４月１日付けの評価（加点）に反映させます。

③「泉佐野市環境美化活動協力事業所」

（１）事業所周辺の日常清掃（努力義務）と泉佐野市が実施する下記のア及びイの環境美化活動に協力（出席）いただいた事業所を評価（加点）いたします。

ア. 泉佐野駅周辺環境美化活動（９月頃に実施）

イ. りんくうタウン駅周辺環境美化活動（２月頃に実施）

（２）毎年２月に環境衛生課から契約検査課に当該年度中に実施した上記アとイの両方の美化活動への協力者一覧を通知し、毎年４月１日付けの評価（加点）に反映させます。

【別表 1】 建設工事登録業者（土木一式工事、建築一式工事、電気工事）級別格付表

評 価 項 目		点 数
A	入札参加資格登録審査申請時（毎年 2 月）に提出された経営事項審査総合評定値通知書の登録工事に係る総合評定値（P 点）	P 点の点数
B	契約検査課が契約事務を行った元請工事の成績点（格付日の前年完成分 ただし設計金額が 1 3 0 万円以下の随意契約工事は除く。）	元請工事成績平均点に 1 / 2 を掛けた点数を評点とする。元請受注実績がない者には、当該工事区分の評点の平均点を与える。
C	無届けによる入札への不参加回数（格付日の前年）	－ 5 点 / 1 回
D	建設業等協同組合（官公需適格組合に限る。）への加入	2 0 点
E	1 0 人以上の泉佐野市内在住者の常勤雇用又は泉佐野市内在住者常勤雇用比率が 4 0 % 以上（常勤従業員 5 人以上の事業所のみに適用）	5 点
F	泉佐野市人権研究集会への参加（格付日の同年開催分）	5 点
G	泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会への加入	5 点
H	泉佐野市地域就労支援センター協力事業所の認証取得	最大 3 0 点
I	I S O 9000 シリーズ、I S O 14001 又はエコアクション 2 1 の認証取得	1 0 点
J	【ワーク・ライフ・バランス等の推進企業】 以下①～③のいずれかの認定取得 ①女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業） ②次世代法に基づく認定（くるみん認定企業） ③若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	5 点
K	① 泉佐野市有料広告提案事業に採択	5 点
	② 泉佐野市ふるさと納税協力事業所	5 点
	③ 泉佐野市環境美化活動協力事業所	5 点

【別表 2】 コンサル業務登録業者総合数値算出表

評 価 項 目				数 値	総 合 数 値 (以下の数 値の総和)	
A	年間平均実績高	2 0 億円以上		3 0	A の該当数 値 × 3	
		1 0 億円以上 2 0 億円未満		2 5		
		5 億円以上 1 0 億円未満		2 0		
		1 億円以上 5 億円未満		1 5		
		1 億円未満		1 0		
B	自己資本額数値 (自己資本額を A の平均実績高 で除し、1 0 0 を 乗じた数値)	1 0 以上		3 0	B の該当数 値	
		5 以上 1 0 未満		2 0		
		5 未満		1 0		
C	有資格者数値	下表の有資格者左欄 に掲げる者の数に 5 を、右欄に掲げる者 の数に 2 をそれぞれ 乗じて得た数値を合 計した数値	1 1 0 ～	3 0	C の該当数 値 × 5	
			6 5 ～ 1 0 9	2 5		
			4 0 ～ 6 4	2 0		
			1 5 ～ 3 9	1 5		
			～ 1 4	1 0		
		業種区分		有資格者		
		測量業務	測量士	測量士補		
		建築関係建設コンサル タント業務	構造設計 1 級建築士 設備設計 1 級建築士 1 級建築士 建築設備士	2 級建築士 建築積算士		
		土木関係建設コンサル タント業務	技術士 機械部門・建設部門・農業部 門・森林部門・水産部門・上 下水道部門・電気電子部門・ 情報工学部門・応用理学部門 総合技術監理部門(選択科目 を上記各部門の選択科目と するもの) A P E C エンジニア	1 級土木施工管理技士 計量士 環境計量士 第 1 種電気主任技術者 第 1 種伝送交換主任技術 者 線路主任技術者 R C C M 資格者		
		地質調査業務	技術士 建設部門・応用理学部門 総合技術監理部門(選択科目 を上記各部門の選択科目と するもの)	地質調査技士		
		補償関係コンサルタ ント業務		不動産鑑定士 土地家屋調査士 司法書士 補償業務管理士		

		環境調査業務		環境計量士 技術士（衛生工学部門）	
D	営業年数数値	3 5 年以上		3 0	D の該当数 値
		2 5 年以上	3 5 年未満	2 5	
		1 5 年以上	2 5 年未満	2 0	
		5 年以上	1 5 年未満	1 5	
		5 年未満		1 0	
E	市内登録業者数 値（市内登録業者 のみに適用）	1 0 人以上の泉佐野市内在住者の常勤雇用又は泉佐野市内在住者常勤雇用比率が 4 0 % 以上（常勤従業員 5 人以上の事業所のみに適用）		5	E の数値
F		泉佐野市人権研究集会への参加（格付日の同年開催分）		5	F の数値
G		泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会への加入		5	G の数値
H		泉佐野市地域就労支援センター協力事業所の認証取得		最大 3 0	H の数値
I		I S O 9000 シリーズ、I S O 14001 又はエコアクション 2 1 の認証取得		1 0	I の数値
J		【ワーク・ライフ・バランス等の推進企業】 以下①～③のいずれかの認定取得 ①女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業） ②次世代法に基づく認定（くるみん認定企業） ③若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		5	J の数値
K		①	泉佐野市有料広告提案事業に採択	5	K の数値
	②	泉佐野市ふるさと納税協力事業所	5		
	③	泉佐野市環境美化活動協力事業所	5		